

二 特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは商標法附則第三条第一項の書換登録の申請又は拒絶査定等に対する審判の請求に関する特許法第二十二條第一項（実用新案法第二条の五）第二項、意匠法第六十八條第二項及び商標法第七十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による受継の申立て

三 特許法第三十條第四項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

四 特許法第三十九條第七項、意匠法第九條第五項又は商標法第八條第四項の規定による協議の結果の届出

五 特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第三項、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五條第一項及び商標法第十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権書類の提出

六 特許法第七十七條第一項の特許料の納付の申出

七 特許法第九十四條第二項の特許料の納付の申出

八 特許法第九十四條第一項（実用新案法第五十五條第三項、意匠法第六十八條第二項及び商標法第七十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出

九 特許法施行規則第十三條の二第一項若しくは第十三條の三第一項又は商標法施行規則第十九條第一項の規定による情報の提供

十 特許法施行規則第二十七條の二第二項の規定による微生物の寄託についての受託番号の変更の届出

十一 実用新案法第三十一條第一項の登録料の納付の申出

十二 実用新案法第三十三條第二項の割増登録料の納付の申出

十三 実用新案法施行規則第二十二條第一項の規定による刊行物等の提出

十四 意匠法第四條第三項の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出

十五 意匠法第四十二條第一項の登録料の納付の申出

十六 意匠法第四十四條第二項の割増登録料の納付の申出

十三條において準用する場合を含む。第二十六号において同じ。）の規定による第一号から第二十三号まで及び前号（国際出願に係る物件の提出を除く。）までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

二十六 特許法第七十七條第一項若しくは第三項若しくは特許法第三百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第二項若しくは第三項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号から第四十七号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）

二十七 特許法第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五條第二項（法第十六條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号（第四十三号に掲げる手続（法第十五條第一項の規定による特許料等の納付の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第二十三号まで、第二十四号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第二十五号及び前号までに掲げる手続をした者に対し、特許法第十八條の二第二項（法第四十一條第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三條の二第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法附則第六十八條第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

二十八 国際出願その他国際出願に係る手続（平成十六年一月一日前にした国際出願及びこれに係る手続を除く。）

二十九 特許庁長官、審判長又は審査官に対する上申に係る書類の提出（第十條第一号から第四号までに掲げる手続が特許庁に係属している場合又は平成十二年一月一日以降に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に限る。）

第三十四條の五中、第十條の規定による第一号から第四十号まで及び第四十三号から第四十八号まで、を「から第五号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第四十九号又は第五十一号から第五十五号まで、第四十九号及び第五十号」に改める。

第三十八條の二中、「から第四号まで、第十四号、第十七号、第十八号、第二十二号、第二十五号、第二十九号、第三十号、第三十七号から第四十一号まで、第四十七号又は第四十九号から第五十三号まで」を「から第五号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第四十九号又は第五十一号から第五十五号まで」に改める。

別表中、「第二十三條の四関係」を「第二十三條の四、第三十四條の二関係」に改め、同表第一号第三欄中、「第十條第六号、第七号、第十号から第十二号まで、第十五号から第二十一号まで、第二十七号から第三十九号まで、第四十二号」を「第十條第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号」に、及び第四十三号から第四十八号まで」を「、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号」に改め、同表第二号第三欄中、「第十條第七号、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十七号から第三十九号まで、第四十二号」を「第十條第八号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号から第四十号まで、第四十三号」に、及び第四十三号から第四十八号まで」を「、第四十九号及び第五十号」に改め、同表第三号第三欄中、「第十條第八号、第十一号、第十三号から第十五号まで、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十七号から第三十九号まで、第四十二号」を「第十條第九号、第十二号、第十四号から第十六号まで、第十八号、第二十号、第二十四号、第二十五号、第二十八号から第四十号まで、第四十三号」に、及